

農家・死亡牛関連業者の皆様へ

平成31年（2019年）4月1日から、死亡牛BSE検査対象が変更となります。

《BSE検査対象となる死亡牛は以下のとおりです》

- ① 96か月齢以上の通常死亡牛
- ② 48か月齢以上で生前に起立不能・歩行困難を示した死亡牛
- ③ 全月齢のBSEを疑う症状（=特定症状）を示した死亡牛
（※一部の監視伝染病（生白血病等）と診断された48か月齢以上の牛についてもBSE検査の対象となります。）

48か月齢以上の全ての死亡牛については従来どおり死亡牛届出書の提出をお願いします。

※起立不能を示した死亡牛とBSEを疑う症状（=特定症状）を示した死亡牛の具体的な分類については裏面を参照してください。

＜現行＞（平成31年3月31日まで）

	0	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛		×	検査対象
起立不能等を示した死亡牛（起立不能牛） 監視伝染病と診断された死亡牛※		×	
BSEを疑う症状を示した死亡牛 （特定症状牛）			

※牛白血病等の一部の監視伝染病のみ

＜変更後＞（平成31年4月1日から）

	0	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛		×	検査対象から除外
起立不能等を示した死亡牛（起立不能牛） 監視伝染病と診断された死亡牛※		×	検査対象
BSEを疑う症状を示した死亡牛 （特定症状牛）			

※牛白血病等の一部の監視伝染病のみ

死亡牛BSE検査の必要性について分からない場合は、搬入前にBSE検査所までお問い合わせ下さい。

<起立不能（・歩行困難）を示す死亡牛>

低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンー症候群、てんかん、神経麻痺等であると診断された牛。

※ただし、骨折、脱臼、関節炎、蹄病等により起立不能を示した牛は検査対象外となります。

<BSEを疑う症状（＝特定症状）のある死亡牛>

興奮しやすい、音・光・接触等に対する過敏な反応、群内序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し、扉・柵等の障害物におけるためらい 等の行動変化があった牛。

● 死亡牛処理に係る必要経費と補助金額

(単位:円)

区 分	処理経費			補助金額		
	輸送費	化製処理料	BSE検査料	輸送費	化製処理料	BSE検査料
BSE検査対象牛 ・96ヶ月齢以上の死亡牛 ・48ヶ月齢以上で生前起立不能の死亡牛	輸送会社及び地域により異なりますので委託団体等へ問合せ下さい	16,000	4,500	3,000	7,407	4,500
生後96ヶ月齢未満 (検査対象外のみ) 生後24ヶ月齢以上		16,000	—	—	—	—
生後24ヶ月齢未満 生後3ヶ月齢以上		10,000	—	—	—	—
生後3ヶ月齢未満		6,000	—	—	—	—

※BSEを疑う症状があるものについては、月齢に合わせた化製処理料に加え、検査料等の補助が出ます。

● BSE検査、化製処理等に必要書類

書類名		検査対象牛	検査対象外牛
①	死亡牛処理整理票 (6枚複写を所属農協等から受け取る)	○	—
②	死亡牛届出書 (獣医師に依頼)	○	— ※48ヶ月齢以上は提出ください
③	死亡牛BSE検査申込書 (受付で記入)	○	—
④	死亡牛処理申込書 (所属農協等から受け取る)	—	○
⑤	マニフェスト伝票 (受付で記入)	○	○

● お問い合わせ先

熊本県畜産協会・衛生飼料課	TEL 096-369-7745
熊本県中央家畜保健衛生所・BSE検査所	TEL 0968-26-3200
株式会社 熊本蛋白ミール公社	TEL 0968-26-3766